

日本の運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症への対応について

令和3年6月8日（総21第60号）
在デンパサール日本国総領事館

●日本の運転免許関係手続等における新型コロナウイルス感染症への対応について、警察庁発信の最新情報をお伝えします。

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う日本の運転免許の更新等に関する手続きに関して、日本の警察庁がホームページ上で公開する最新情報をお伝えします。
2. 事前の申請を行えば、当初の更新期限等の後3ヶ月間、運転及び更新が可能となります。
3. 免許の失効から一定期間内（失効から3年以内かつ更新手続きが困難であると判断される状況が止んでから1ヶ月以内）であれば、再取得に当たっての学科試験、技能試験が免除となります。
4. 手続きの詳細については、以下の警察庁ホームページをご参照ください。
< https://www.npa.go.jp/bureau/soumu/corona/index_corona_special.html >